

## 名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業

### 入札説明書等に関する質問への回答

- ・名古屋市瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業に関して、令和8(2026)年5月14日までに受け付けた入札説明書等に関する質問に対する回答を公表します。
- ・質問は、原則として原文のまま掲載しています。

令和8年6月4日

名古屋市

■要求水準書に関する質問への回答

No.	資料名	箇所				項目	質問の内容	質問への回答
		頁	章	節	項			
1	要求水準書	2	1	2	7	事業の枠組み	SPC（㈱瑞穂LOOP-PFI）の自主事業を想定した提案を行うことは可能でしょうか。	SPC（㈱瑞穂LOOP-PFI）の自主事業での利用を想定した提案は可能ですが、本事業によるSPC（㈱瑞穂LOOP-PFI）と市との契約は変更しないため、提案に際して事前にSPC（㈱瑞穂LOOP-PFI）と協議の上、提案してください。なお、提案にあたっては、応募者が特定できる内容は含まないように留意してください。
2	要求水準書	9	2	1	1	事業予定地北東部	「※事業予定地北東部を将来の瑞穂公園敷地を含めた場合にも支障がない計画として設計に反映すること。」とありますが、事業期間中に整備範囲が追加される場合に発生する追加費用については市が負担するものとしてお願いします。	事業期間中に、事業予定地北東部が整備範囲に追加される場合は、市が整備に係る追加費用を負担します。
3	要求水準書	10	2	1	3	イ 土壌汚染の状況	「予測できない土壌汚染・地下埋設物が明らかになった場合は、市と協議し、指示を受けること。また、当該土壌汚染の処分・地下埋設物の撤去等に要する費用については、合理的な範囲で市が負担するものとする。」とありますが、貝塚等の埋蔵文化財についても予測の可否に依らず上記の埋設物と同様の扱いと考えるとお願い致します。	埋蔵文化財に関する対応は、設計・工事請負契約書（案）第27条に基づき対応します。なお、事業予定地が埋蔵文化財包蔵地であることが予め確認できている場合は、「予測できない土壌汚染・地下埋設物」には該当しないため、その部分も含めて入札価格に反映してください。
4	要求水準書	15	2	2	3	3 安全性 9 防犯性	「市が落下等の恐れがあると判断する箇所がある場合は、落下防止対策を行うこと。」とありますが、落下等の恐れがあると判断される具体的な条件、基準をお示しください。	「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」第3条第6号に準拠するように検討してください。
5	別紙06_諸室要求事項一覧	4	-	-	-	既存施設 駐車場関連施設 地下1階	各室に必要な天井高の記載がありますが、既存の天井高が本資料に記載している数値を下回る場合は、既存の天井高を必要な天井高として読み替えて計画させていただきます。よろしくお願致します。	事業者との設計業務の過程で、既存の天井高を本市及び事業者で確認した上で、必要な天井高として決定します。
6	別紙06_諸室要求事項一覧	20	2	2	6	入庫口	要求水準書では、事業予定地北側車道及び地下駐車場内の渋滞緩和に配慮することが示されていますが、別紙06では「入庫口は1か所以上、出庫口は2か所以上として計画すること」が示されています。出庫口の方を多くしている理由や根拠があれば、ご教示をお願いします。	地下駐車場内の渋滞緩和に配慮した事項になります。
7	要求水準書	12	2	2	1	ア 配置計画	「カ 新設施設の地上部に防災センターを設けること」、との記載がありますが、防災センターに設置される設備機器、監視対象が不明です（P.19に既存防災センターを監視場所として監視との記載があるが、内容不明）。具体的な内容をご指示ください。	消防法により設ける防災センターです。新設施設及び既存施設の監視を行うものとし、要求水準書、法令等を踏まえて必要な設備を計画してください。なお、「監視場所として監視」については、質問番号No.20の回答をご参照ください。
8	要求水準書	26	2	2	13	ア 共通事項	「（キ）既存施設の既存設備は、近年に改修したトイレ設備、エレベーター設備の改修済み部分、近年に設置した駐車場管制設備のリース設置部分を除き、関連する配管・ケーブルラック・配線・機器類等すべて撤去新設するものとする。」とありますが、関連すると判断できる区分の基準をご教授ください。  例えば、「別紙06 p.4」で既存電気室・発電機室は設備基礎を含むすべての設備を撤去する旨の記載がありますが、この場合関連するのは電気室内のキュービクル、発電機室内の発電機と機器設置用の基礎までが撤去新設対象でしょうか。また、応札者による差異が生じないように、改修対象のB材数量表を追加ご提示願います。	参考cに記載のある図面や現地調査をもとに撤去新設する部分をご確認ください。例示いただいている部分についてはすべての設備が対象となります。B材数量については、参考cに記載のある図面をもとに適切にお見込みください。
9	要求水準書	26	2	2	13	ア 共通事項	「（キ）既存施設の既存設備は、近年に改修したトイレ設備、エレベーター設備の改修済み部分、近年に設置した駐車場管制設備のリース設置部分を除き、関連する配管・ケーブルラック・配線・機器類等すべて撤去新設するものとする。」とありますが、本陸上競技場建替時に設置したものは更新不要と考えてよろしいでしょうか。	8の字ループのデッキの間接照明及び配管配線、既存施設地上部の屋外ポール灯については、更新不要とします。その他の設備については、デッキの柱建設の支障等により一部のみ更新したものを含み、更新してください。
10	要求水準書	26	2	2	13	ア 共通事項	（キ）市に確認し、新たに必要となったコンセント、盤、ボックス等については追加するものとする、とありますが、追加すべき内容が不明です。見込むべき内容をご指示ください（設計段階で追加決定されるものは追加費用が発生します、具体的な設定がなされていない場合は仮に見込むべき仕様・個数をご指示ください）。	既存施設の諸室等について用途に照らし、維持管理上必要と考えられるコンセント、盤、ボックス等の数量となるように追加をしてください。

No.	資料名	箇所				項目	質問の内容	質問への回答
		頁	章	節	項			
11	要求水準書	26	2	2	13	ア 共通事項	「近年に改修したトイレ設備、エレベーター設備の改修済み部分、近年に設置した駐車場管制設備のリース設置部分を除き」とありますが該当箇所をご指示ください。	質問番号No. 8の回答をご参照ください。
12	要求水準書	27	2	2	13	イ 電気設備計画	ケーブルラックは弱電、低圧、高圧ケーブル等を分けることと記載ありますが、弱電と低圧は既設同様にセパレータで分けると考えてよいでしょうか。	ケーブルラック自体を分けてください。
13	要求水準書	27	2	2	13	ウ 幹線設備計画	ケーブルラックは上下面カバーを設けることと記載がありますが、屋外（雨かかり）のケーブルラックが対象と考えてよいでしょうか。	露出部分はすべて対象としてください。
14	要求水準書	28	2	2	13	イ 電気設備計画	（エ）電灯・コンセント設備 「照明設備は・・・防災センターから一括管理ができるようにすること。」とありますが、新設施設の照明を新設防災センターから制御するという意味でよろしいでしょうか。既設施設に関して実施事項がある場合はご指示ください。	新設施設と同様に既存施設についても防災センターから一括管理ができるようにしてください。
15	要求水準書	28	2	2	13	エ 電灯・コンセント設備	「地上部分においてポータブル放送設備用のコンセントを適宜見込むこと」とありますが、南児童園WC横に設置されているようなラジカセ用コンセントと同等でよろしいでしょうか。	屋外で使用できる鍵付きコンセントを設置してください。
16	要求水準書	30	2	2	13	イ 電気設備計画	（キ）弱電 b構内交換機設備にて、携帯電話の不感知エリア対策工事用の配線経路、機器スペース及び電源の確保を行うこととありますが、見込むべき内容が不明です。見込むべき内容をご指示ください。	既存施設及び新設施設の地下駐車場について、携帯電話の各キャリアの不感知エリア対策工事を想定した内容を見込んでください。
17	要求水準書	30	2	2	13	キ 弱電設備	d誘導支援設備の中に、エレベーター、トイレに呼出しボタンを設ける記載がありますが、既設本陸上競技場のエレベーターと同様に、通常のエレベーター用インターホンと考えてよいでしょうか。	要求水準書に記載の機能を満たすのであれば可とします。
18	要求水準書	30	2	2	13	キ 弱電設備	d誘導支援設備の中に、バリアフリートイレにトイレ呼出しボタンを設ける記載がありますが、公園内既設トイレ同様に一般トイレ側は呼出しボタン不要と考えてよいでしょうか。	要求水準書に則って整備してください。
19	要求水準書	30	2	2	13	キ 弱電設備	e管理用カメラ設備の中で、カメラはブラウザ及びスマートフォン端末でも確認可能なようにすること、と記載がありますが、市のプライバシー保護条例上スマートフォン端末での確認はNGではないでしょうか。既設同等、一体監視のネットワーク内のみの確認としてはどうでしょうか。	要求水準書P30（第2-2-(13)-イ-(キ)-e）の文中「カメラ映像はブラウザおよびスマートフォン端末でも確認可能なようにすること。」の記述を削除します。システムについては、応募者にてご提案ください。
20	要求水準書	31	2	2	13	ク 防災設備	消防協議により総合操作盤は既存防災センターを「監視場所」として監視が可能なように連携を行うこと、とありますが、内容が不明です。今回事業で設置する総合操作盤の火災代表信号を「既存防災センター」にある受信機に移報することを意図しているでしょうか。あるいは既存のように一体監視へ取り込む、ということでしょうか。	「監視場所として監視」については、消防告示（平成16年消防庁告示第8号）を参照し、必要な設備をご計画ください。
21	要求水準書	32	2	2	13	イ 電気設備計画	（シ）駐車場管制設備にて、事業者にて見込むべき内容が不明です。見込むべき内容が分かる資料をご提示ください。	現時点では駐車場管制設備の仕様が未定であるため、応募者において合理的に想定される内容を見込んだ上で提案してください。
22	要求水準書	32	2	2	13	セ 屋外照明設備	計画地にある外灯契約で引き込んでいる既設外灯（川沿いの道路側）は引込含め撤去と考えてよいでしょうか。	撤去とし、広場の提案に伴って新設をご計画ください。
23	要求水準書	33	2	2	13	ウ 衛生設備計画	（イ）給水設備 「受水タンクの容量、ポンプの容量等は、新設施設及び既存施設分を見込むこと。」とありますが、既設施設の水使用量をご指示ください。	参考cに記載の図面より、既設施設の水使用量を見込んでください。
24	要求水準書	33	2	2	13	ウ 換気設備計画	（ウ）換気設備にて、電気室の換気量は受変電設備機器の発熱負荷を見込むこと、と記載ありますが、空調を設置した場合は通常の部屋としての換気を見込むこととしてよいでしょうか。	空調を設置した場合でも換気設備単独で全ての負荷を処理できるようにしてください。
25	要求水準書	33	2	2	13	ウ 空調設備計画	（イ）空調設備にて、既存電気室に空調機を新設すること、とありますが、既存電気室内のキュービクルは今回サブ変電設備として残す、という考えでしょうか。ご指示ください。	既設キュービクルは更新です。ただし、サブ変電設備として更新するか、新設施設の受変電設備と統合するかは指定はしません。既設電気室に変電設備を配置する場合は空調機を新設してください。

No.	資料名	箇所				項目	質問の内容	質問への回答
		頁	章	節	項			
26	要求水準書	34	2	2	13エ	給排水衛生設備計画	(イ) 給水設備にて、野球場(スタンド側、外野トイレ及び南広場等の3か所)の給水使用量から縮径を実施すること、とありますが、給水使用量が不明です。給水使用量をご指示ください。	参考cに記載の図面より、水使用量を見込んでください。参考cに必要な図面を追加します。
27	要求水準書	34	2	2	13エ	給排水衛生設備計画	(ア) 共通事項の中で、レクリエーション広場側の既存設備は令和4年に改修済トイレの設備を除き、関連する配管・配線・機器類等すべて撤去新設するものとする。とありますが、関連するとは、今回の工事にて改修する機器等に関連する配管・機器類と考えてよいでしょうか。	令和4年に改修済トイレの設備を除く全ての部分になります。
28	諸室要件一覧	4				既存施設	諸室要求一覧の照明・電源・空調・換気の項目に発電機回路に○が記載されていますが、既存施設の該当エリアには現状発電機電源が送電されていません。発電機回路は誤記で、現状同等の一般回路と考えてよいでしょうか。	記載の通り発電機回路とします。
29	諸室要件一覧	4				既存施設	既設施設に関して、諸室要求一覧の照明・電源・空調・換気の項目の○や数値が記載されていますが、左欄の特記事項および要求水準書において撤去・更新・追加設置する旨の記載がない設備については、本工事にて改修の必要は無いという認識でよいでしょうか。	質問番号No.8の回答のとおりの対象範囲とします。
30	諸室要件一覧	4				既存駐車場 地下1階	「駐車場管制装置設備電源は発電機回路とすること。」とありますが、見込むべき駐車管制装置の電源容量・数量をご指示ください。	質問番号No.21の回答をご参照ください。
31	諸室要件一覧	4				既存駐車場 地下1階	既設駐車場の携帯キャリアの携帯不感知対策は改修工事の際に各キャリアにて一時撤去していただいたのち、竣工前に復旧していただく想定でよいでしょうか。	既存の携帯キャリアの不感知対策用設備については、お見込みの通りです。ただしキャリアとの調整は事業者にて実施してください。
32	諸室要件一覧	4				既存駐車場 地下1階	「清掃用に給水栓を適宜設けること」とありますが、既存給水栓の既設利用でよろしいでしょうか。数量等具体的に要求があればご教示ください。	既設給水管含め、給水栓を更新ください。設置箇所については、既設箇所を参考にご計画ください。
33	諸室要件一覧	4				既存駐車場 管理室(1)	「総合盤等の全ての機器配管類を撤去し、壁面塗装補修をすること。」と記載ありますが、既存駐車場側の監視は新設施設側の防災センターにて行うと考えてよいでしょうか。	ご理解の通りです。質問番号No.7の回答をご参照ください。
34	請求受領資料既設図面					既存トイレ改修範囲図	図面に記載の赤色着色箇所は本計画にて撤去更新を見込む部分という意味でしょうか。	ご理解の通りです。
35	要求水準書	10	2	1	3イ	土壌汚染の状況	事業スケジュールに影響が出る恐れがある場合、廃道部分の土壌汚染状況調査の実施について事前協議の可否をご教示ください。	応募者が、事業提案書の作成に係り必要と考える土壌汚染状況調査の実施に関して、提案書提出までの事前協議については、本事業の入札説明書に示す官民対話において可能です。事業契約締結後における土壌汚染状況調査の実施については、要求水準書P42(第4-2-(1))に則して実施してください。
36	要求水準書	10	2	1	3イ	土壌汚染の状況	上記で、土壌汚染対策工事が必要な場合の費用負担についてご教示ください。	土壌汚染対策工事が必要な場合の費用負担は設計・工事請負契約書(案)第27条に基づき対応します。なお、土壌汚染状況調査の費用は本入札価格に含めてください。
37	参考b	1				インフラ現況図	工事用排水は、適正な処理を施した上で敷地北側の下水本管に流すことができると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。当該下水管に排出する基準を遵守してください。排出に伴う費用は事業者負担となります。
38	別紙02 事業区域図	9	2	1	1	敷地境界	敷地境界付近での工事(例えば山留め工事等)において山崎川沿いの園路の道路使用許可は一般道路と同様に申請・許可が下りるものとして考えてよろしいでしょうか。また敷地境界が資料で不明な場合、現地にある縁石等の工作物等を敷地境界とみなしてよろしいでしょうか。	山崎川沿いの園路の申請及び敷地境界については、河川管理用通路であるため、河川管理者との協議によります。なお、市道萩山町線第14号線、市道山崎川右岸線第2号は廃道しています。
39	要求水準書	20	2	2	6エ	管理者動線	上記許可が下りた場合、河川管理車両用に有効幅員3000mm以上確保ができない場合が想定されますが、その場合は河川管理者と協議の上実施可能と考えてよろしいでしょうか。	河川管理者との協議によります。
40	要求水準書	49	5	2	2ソ	工事車両の～	「参考g 工事車両ルート図」に敷地東側の山崎川沿い園路からの搬出入ができることになっていますが、大型車両などの搬入も可能だと考えてよろしいでしょうか。	河川構造物や園路構造物の荷重条件によります。なお、既設構造物に損傷等が発生した場合は適切に復旧することになります。
41	要求水準書	51	5	2	2ラ	本業務を行うに～	ここに記載の「事業予定地」とは、別紙02 事業区域図の事業区域のことを指すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	資料名	箇所				項目	質問の内容	質問への回答
		頁	章	節	項			
42	要求水準書	48	5	1	6	ク 事業者は～	ここでいう施設管理者の業務やイベント開催に伴う搬出入は土日祝に行われるものと考え、平日はないものとして考えてよろしいでしょうか。	平日の搬出入の実施も想定されるため、施設管理者より情報を入手し、事業期間に渡って既存施設でのイベント開催に伴う搬出入動線を確保してください。
43	要求水準書	48	5	1	6	ク 事業者は～	上記の場合、工事期間中における平日の既存施設でのイベント開催日をご教示いただけますでしょうか。	事業者に工事期間中、既存施設でのイベント開催日など提供します。
44	参考f					石綿含有履歴調査報告書	石綿含有履歴調査報告書の「石綿含有懸念建材リスト」No. 13「化粧打放し」で、同資料(2)石綿含有調査結果では「モルタルから検出」とありますが、化粧打放しではない、例えばモルタル補修箇所から検出された、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

■設計工事請負契約書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	箇所				項目	質問の内容	質問への回答
		頁	章	節	項			
1	設計・工事請負契約書（案）	3				第1条 第4項	「本業務を実施しない日又は本業務を実施しない時間帯」とありますが、入札説明書等でどのような定めがあるのか不明です。具体的に記載されている箇所を明示いただけないでしょうか？ また、入札図書等…の定めるところによるとありますが、入札図書等とは何を指していますでしょうか？	前段について、入札説明書等での定めは要求水準書P50（第5-2-(2)-ホ）及びP51（第5-2-(2)-ユ）をご参照ください。 後段について、「入札図書等」は「入札説明書等」の誤字となります。契約協議時に、設計・工事請負契約書（案）第1条第4項に定める「入札図書等」を「入札説明書等」に修正いたします。
2	設計・工事請負契約書（案）	4				第4条 第1項	契約締結後14日以内に入札説明書等に基いて請負代金内訳書を提出するとありますが、入札説明書等に当該の記載がありません。請負代金内訳書の提出は基本設計終了時以降で考えて差し支えないでしょうか？	入札説明書等の書類一式に、設計・工事請負契約書（案）が含まれます。当該書類に沿って、提出をお願いします。 入札説明書等は、要求水準書ページV用語の定義より、入札公告の際に市が公表する書類一式を指します。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、設計・工事請負契約書（案）、並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する回答を示した書面の全てを指します。
3	設計・工事請負契約書（案）	4				第4条 第1項	全体業務工程表、統括管理技術者届、入札説明書等に示した書類、その他の必要な書類が不明です。具体的に明示いただけないでしょうか？	入札説明書等に示した書類については、応募者にて入札説明書等をご確認ください。「その他の必要な書類」については、事業提案書により提出が義務付けられる書類も含まれる可能性があるため、市から具体的に明示することはできません。 然る様式は、契約締結後、事業者の任意の様式にて提出を可とします。ただし、様式集に示した各様式記入要領に基づいてください。
4	設計・工事請負契約書（案）	4				第4条 第2項	各業務着手届及び業務工程表、入札説明書等に示した書類が不明です。具体的に明示いただけないでしょうか？	質問番号No.3の回答をご参照ください。
5	設計・工事請負契約書（案）	5				第8条 第1項	設計成果物について著作権を「著作物引き渡し時に発注者に譲渡する」とありますが、「瑞穂公園陸上競技場整備等事業（PFI）」と同様に、著作権は譲渡せず、発注者が著作物を使用することについて制限せず自由に使うことでは駄目でしょうか？	原案のとおりとします。理由は次のとおりです。 本事業はDB事業であり運営事業が含まれないことから、本施設の運営は市にて行います。その際、本施設の修繕や他者への運営委託を行うにあたって、本施設の設計成果物を用いる場合があります。当該設計成果物の著作権が事業者にある場合、設計成果物の譲渡不可等設計成果物の自由な利用が制限され、市による運営事業の履行に支障を来す可能性があります。よって、運営事業を含む「瑞穂公園陸上競技場整備等事業（PFI）」と異なり、著作権譲渡を必須条件としています。
6	設計・工事請負契約書（案）	7				第15条	「受注者は…周辺住民及び近隣地において営業活動を近隣地において営業活動を行っている企業等に対して、…説明を行い、了解を得よう努めなければならない。」とありますが、近隣地において営業活動を行っている企業等とは何を指していますでしょうか？ またこの説明については、近隣学区と調整し近隣説明会や個別説明、配布物等での周知を行えば良いという認識で問題ないでしょうか？	前段について、「近隣地において営業活動を行っている企業等」は、近隣地に本店又は支店等が所在する企業や、近隣地にて販売等事業を行っている企業を指します。 後段について、近隣地域と調整し近隣説明会や個別説明、配布物等での周知をしたうえで、問合せ等があった場合はその対応を行ってください。
7	設計・工事請負契約書（案）	7				第17条の2	意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するとありますが、「瑞穂公園陸上競技場整備等事業（PFI）」では特に定めていません。意匠登録を受ける権利を発注者に譲渡しなければならないのでしょうか？ 理由をご教示いただけないでしょうか？	本事業において、意匠登録を受ける権利を発注者に譲渡している理由は次のとおりです。 本事業はDB事業であり運営事業が含まれないことから、本施設の修繕は市にて行います。その際、事業者が意匠登録を受ける権利を行使していると、当該意匠権により、本施設のデザイン変更を要する修繕が原則実施不可となります。このような事態を避けるため、運営事業を含む「瑞穂公園陸上競技場整備等事業（PFI）」と異なり、意匠登録を受ける権利を発注者に譲渡する旨の規定としています。
8	設計・工事請負契約書（案）	7				第18条 第2項、第3項	第2項において統括管理技術者は専任かつ工事現場に常駐とあり、第3項において発注者が支障が無く連絡体制がとれていると認めた場合は専任及び常駐を要しないとありますが、専任及び常駐を要しないと認めるケースとして、本支店の設計・施工を統括する立場の者を統括管理技術者として選任し、設計者や工事の監理技術者や現場代理人と常に連絡できる体制を構築すれば良いと認めていただけないものと考えてよいでしょうか？	本支店の設計・施工を統括する立場の者を統括管理技術者として選任し、発注者が統括管理技術者と、統括管理技術者の本業務における運営、取締り及び権限の行使に支障が無く連絡がとれる体制及び統括管理技術者が設計者や工事の監理技術者と常に連絡できる体制を構築した場合は、専任及び常駐は要しないこととします。

No.	資料名	箇所				項目	質問の内容	質問への回答
		頁	章	節	項			
9	設計・工事請負契約書(案)	7				第18条	統括管理技術者は建設工事期間中において、現場代理人や監理技術者と兼務しても差し支えないでしょうか？	本事業では、統括管理技術者が、いわゆる現場代理人としての職務も負います。統括管理技術者は、監理技術者を兼任することは可能（設計・工事請負契約書第20条第1項）です。
10	設計・工事請負契約書(案)	11				第34条 第1項	「総設計金額」とは何を指しますでしょうか？	「総設計金額」は、発注者が算出した本事業費を指します。
11	設計・工事請負契約書(案)	12				第35条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）第3項	改定する際の基準となる指標ですが、「建設工事費デフレーター」（国土交通省）となっていますが、貴市のこれまでの同様の工事では、建築費指数（建設物価調査会）が採用されています。建設物価調査会の指標には土木の指標もあります。本件でまず基準となる指標としては、従来通り建設物価調査会の指標を採用いただきたいと存じます。また、設計業務や工事監理業務も毎年技術者単価の見直しが行われます。長期にわたる業務ですので、年度毎に見直しをお願いしたいと存じます。	前段について、現時点では原案のとおりとします。後段について、設計・工事請負契約書(案)第79条に基づき市は協議に応じます。
12	設計・工事請負契約書(案)	14				第52条 第1項	構成員も連帯して責任を負うとありますが、設計業務や工事監理業務を行い建設業務を担当しない企業には、請負目的物の連帯責任は求めないとしていただきたいです。第1項の文末の「その構成員」ではなく「建設業務を担当する構成員」としていただきたいと存じます。	原案の通りとします。
13	設計・工事請負契約書(案)	19				第74条	「法令変更に伴う追加費用が発生した場合」で本業務に直接関係のないものが受注者負担と読み取れますが、具体的にどのようなものが想定されるのでしょうか？また法令変更等による追加費用が発生する場合、発注者と受注者で協議によるのではないのでしょうか？	前段について、実際に「本業務に直接関係する法令の変更」に該当するか否かは、法令変更の内容及び事業者の意見等を踏まえた協議の上、合理的に判断します。直接関係しない法令の具体的な例としては会社法が想定されます。後段について、原案のとおりとします。